



# 平成25年リフト事故集計表

機工協・技術サービス部会調査

番号	事故発生状況	事故発生場所				発生時間			リフトの種類					生産区分		事故区分		人身事故状況			物損内容			事故の推定原因					事故後の処置				設置年月	使用年数(概算)	保守契約		
		ディーラー	事業者	ガソリンスタンド	用品店	その他	午前	午後	時間外・不明	二柱	四柱	リンク	埋設	ツインリフト	その他	国産品	輸入品	人身事故	物損事故	負傷1月以内	負傷1月以上	死亡	乗用車	トラック	その他	リフト不良	設置不良	取扱不良	点検不履行	その他	撤去	入替え			修理	その他	有
10	埋設リフトのマグネットスイッチの接点が溶着していたため、ポンプ駆動用のモーターが回り続けて出火した。怪我や物損はなかったが、納入後9年が経過しており、定期点検をしていれば防げたのではないと思われる。	○					○					○																						H16/3	9年		○
11	軽トラックをリフトアップして下回り塗装を行っていたところ、車両が前側に傾き落下した。原因は、フロント部分のリフトアップポイントへのセッティング不良であった。	○					○											○															H23/3	2年		○	
12	車両を不安定な状態でリフトアップして下回りの点検を行っていたところ、重心バランスが崩れて車両が前方に落下し、作業員が地面とタイヤの間に挟まれて負傷した。事故後にリフトの点検を行い異常がないことを確認した。作業員から不注意によって起きた事故との証言があり、安全な取扱いについて説明した。		○				○													○													H23/1	2年		○	
13	車両が受台から外れて落下した。作業員にケガはなく落下した車両も被害はなかった。原因は、ウレタンパットのような滑り易い材質のものを受台にのせて車両をリフトアップさせたためである。			○			○																									不明			○		
14	ドライブオンリフトの受台スライド部に取り付けられている鉄製ガイドが外れてしまい、作業員が気付かずにスライド部を操作しようとしたため、ガイド板で右掌を負傷した。作業員は鉄製ガイドがないことを認知していたが、リフト使用に支障がないと思い込み、修理を実施していなかったことが原因である。	○					○																										H22/1	3年		○	
15	ツインリフトで平ボディ・4軸車の大型車両をリフトアップしている際に重量バランスが崩れて車両が落下した。原因は、アタッチメントを使用せずに後軸のデフ部を直接受台にてリフトアップしたこと、積載物が液体でバランスを失いやすい状態であったためと思われる。		○				○																										H5/1	20年		○	
16	ツインリフトでバスをリフトアップさせたところ、バスが左に傾き落下した。原因は、バス用の正しいアタッチメントを使用していなかったため、バランスを崩した。					○	○																										H24/3	1年		○	
17	車両を不安定な状態でリフトアップしたため、整備中に車両が落下した。原因は、重心位置を誤ったこと、受ゴムの消耗等によるものと思われる。また、最下降時のアームロック解除のボルトが無かったことから、日常的にロックを解除して使用していたと思われる。		○				○																										不明			○	
18	スライドカバーが外れたため作業員が直そうとしたところ、バランスを崩し転倒した。その際にスライドカバーが足の上に落下し足の指を負傷した。原因は、スライドカバーのスライド部の清掃が行われていなかったため、ゴミが溜まりスライドカバーが浮き上がっていたためである。ピット回りの定期的な清掃を行うよう説明をした。	○					○																										不明			○	

# 平成25年リフト事故集計表

機工協・技術サービス部会調査

番号	事故発生状況	事故発生場所					発生時間			リフトの種類					生産区分		事故区分		人身事故状況			物損内容			事故の推定原因					事故後の処置				設置年月	使用年数(概算)	保守契約			
		ディーラー	業者	ガソリンスタンド	用品店	その他	午前	午後	時間外・不明	二柱	四柱	リンク	埋設	ツイーンリフト	その他	国産品	輸入品	人身事故	物損事故	負傷1月以内	負傷1月以上	死亡	乗用車	トラック	その他	リフト不良	設置不良	取扱不良	点検不履行	その他	撤去	入替え	修理			その他	有	無	
19	リフト点検を行った際に、ロック爪用エアシリンダーの不良が見つかり部品が揃うまで使用禁止であることを明確に説明していなかったところ、リフト使用中にオイル漏れが発生しロック爪の掛かっている片側だけが下降し車両が斜めになり落下した。 原因は、ロック爪用エアシリンダーの不良とオイル漏れの不具合が重なったためである。		○					○							○			○																		H20/2	5年		○
20	4柱リフトのプレート式サブリフトで車両をリフトアップして作業を行っていたところ、片側のロック装置が故障していたため車両が傾き足回り関係が破損した。					○		○							○			○																	H25/7	1年未満		○	
21	リフト下降時、爪解除レバーを引き上げたが爪を押すボルトが緩んでいたため、再度、爪を掛け直そうとしてヒンジ部分进行操作したところ、スプリングの勢いでレバーが動き指を負傷した。 原因は、爪部分のボルトの緩みにより正規の動きが出来ていなかったために本来操作する部分でないところに手をかけて操作しようとしたためと思われる。また、誤って触らないように注意ステッカーを追加し取説の記載も一部改めた。	○						○							○		○										○								H24/11	1年		○	
22	2柱リフトで車両をリフトアップした際に左後方のアームが上昇時に開いたり、縮んだりしたため、車両が左後方に落下しエアパーツ(サイドステップ)を破損した。 原因は、リフト本体に異常がなかったため、車両のセット方法などに問題があったと思われる。		○					○							○			○																	H25/3	1年未満		○	
23	軽トラックをリフトアップして作業を行っていたところ車両が落下した。 原因は、受ゴムの上にプレートリフト用の受ゴムを乗せて、かさ上げした状態で使用したためプレートリフト用の受ゴムが滑り落ちたためと思われる。		○					○							○			○																	H24/1	1年		○	
24	2人で作業を実施している際に、1人がリフトの下降操作(声掛け有)を行い、もう1人はリフト下降を認識していながらも十分に離れず別作業を継続していたため、リフトと床面の間に足を挟まれ負傷した。 操作側は声掛けだけで周囲の確認不足であり、作業側は一旦手を止めリフトから離れるべきであった。	○						○							○		○																		H16/9	9年		○	
25	2t平ボディロングのトラックをリフトアップしたところ、車両が後退しドライブオンリフトの乗り込みプレートと車両のサイドバンパーが接触し車両が破損した。 原因は、重心位置の誤りと輪止めをしていなかったためと思われる。		○					○							○			○																不明			○		
小 計		11	9	3	0	2	9	16	0	7	2	3	8	4	1	24	1	9	16	6	3	0	10	6	0	0	0	19	7	1	2	2	11	11			1	24	
合 計		25					25			25					25		9			16			27					26						25					

平成25年整備機器(リフト以外)事故集計表

機工協・技術サービス部会調査

番号	機器名	事故発生状況	事故の状況												
			事故の発生場所					人身事故の内訳			物損事故の内訳				
			ディーラー	専門家	ガソリンスタンド	用品店	その他	1か月以内負傷	1か月以上負傷	死亡	乗用車	トラック	その他		
1	門型洗車機	トップブラシのセンサー不良により車両のルーフを損傷させた。	○									○			
2		”	○									○			
3		経年劣化が原因と思われるサイドブラシの折損により、車両の左側ルーフを損傷させた。	○										○		
4		スポンジブラシの不良により車両のワイパーブレードを損傷させた。	○										○		
5		トップブラシの車種選択を間違えたため、当該ブラシが車両のルーフに当たり損傷させた。	○										○		
6		仕様の高さ以上の車両を洗車したため、車両のルーフを損傷させた。	○										○		
7		エア配管の接続部が破損によりエア不足となりストップバーが降下したため、車両のルーフに当たり損傷させた。	○										○		
8	タイヤチェンジャー	作業をする場合は専用のアタッチメントが必要なアルミホイールであったが、ホイールの形状確認を十分に行わないままハブ穴で固定したためホイールを損傷させた。	○											○	
9		経年劣化によって損傷した部品が足に接触して負傷した。					○								
10		マウンティングヘッドの調整不足により、アルミホイールを損傷させた。		○										○	
11		仕様の範囲を超えたタイヤを取り付けたため、スイングアームの付け根の溶接が剥がれ脱落しアルミホイールを損傷させた。		○										○	
12		ビードブレークの際に、機器の不具合により筐体の側面にホイールが当たり損傷させた。	○											○	
13	塗装ブース	塗装ブース内にて、塗装作業後に乾燥運転を開始したが、数分後に異臭が発生しバーナー部分より煙の発生が確認された。その後、給気装置上部より火災が発生し天井フィルターに引火し、さらに天井フィルターから車両を養生していたマスキングに引火した。原因は、循環ダンパー部から吸い込んだ塗装ミスト・サンディングや作業による粉塵の堆積物に引火したためと思われる。ユーザーには定期的な吸排気ファン、ダクト内に付着した塗装ミスト等の清掃を実施するよう説明した。	○										○		

平成25年整備機器(リフト以外)事故集計表

機工協・技術サービス部会調査

番号	機器名	事故発生状況	事故の状況											
			事故の発生場所					人身事故の内訳			物損事故の内訳			
			ディーラー	専門家	ガソリンスタンド	用品店	その他	1か月以内負傷	1か月以上負傷	死亡	乗用車	トラック	その他	
14	エアークンプレッサー	出張サービスカーに搭載しているエンジンタイプのエアークンプレッサーで火災が発生した。原因は、エアークンプレッサーの燃料フィルターが整備不良でガソリンが漏れ、アースを適当にとっていたために引火したと思われる。	○									○		
15	温水洗車機	高圧ホースをメッセンジャーワイヤーと滑車で吊り下げ、移動しながら洗車できるように施工していたが、増し締め等の定期的な点検を怠ったため振動によりワイヤーのターンバックルが緩んで落下し、車両のルーフを損傷させた。	○									○		
16	ブレーキ・テスト	ブレーキ・テストを使用中に作業員がホイールに手を入れてブレーキの確認を行った際、ホイールに指を挟まれ負傷した。点検と検査を同時に行ったために事故が発生した。	○						○					
17	溶接機	車両のデフ部のヒビを塞ぐために、ジャッキアップした車両の下で作業を行っていた。その際、アーク溶接機を電源がオンの状態で体の近くに置いていたため、ブレーキクリナー缶とアーク溶接機を接触させてしまい爆発した。原因は、狭い場所に機材を置いていたことと、アーク溶接機の電源をオフにしていなかったためである。		○						○				
18	オイルガン	オイル注入作業後オイルリールを戻していたら、接続部が緩んでいたためホースからオイルガンが外れ、オイルが飛び散り作業員の目にもオイルが飛び散り負傷した。	○						○					
19	オイルチェンジャー	エアークンプレッサー式のオイル(廃油)ドレンで、エアークンプレッサー後にバルブを誤って操作したため、ホースが暴れて目の上に当たり負傷した。	○						○					
20	卓上グラインダー	卓上グラインダーに指が巻き込まれ負傷した。	○						○					
21	バキュームクリーナー	バキュームクリーナーにて車両を清掃中にダストホースを引っ張ったところバキュームクリーナーが転倒し、車両に当たり損傷させた。原因は、バキュームクリーナーの設置位置がグレーチングの上になっていて、アンカー止めが出来なかったことに起因している。	○									○		
22	ミスト集塵装置	本来は、塗装作業の塗装ミストを集塵するための装置であるが、ファンが回っている状態で、すぐ近くで溶接作業を行ったため、溶接火花がミスト集塵機に吸い込まれ、ミストを吸着するフィルターに引火した。	○											○
小計			18	3	0	1	0	3	3	0	11	0	5	
合計			22					6			16			